

日本最西端にて観光立国を支えます。

沖縄地区税関は、沖縄県を管轄する税関で、本関是那覇市に置かれています。管轄の特徴は東西約 1,000 km、南北約 400 km の広大な海域に 148 もの離島が点在していることです。これは東京を中心に考えると大阪から東北まですっぽりとおさってしまう大きさです。また、管轄内には国内でも有数のクルーズ船寄港地である那覇港や石垣港、入国者数が全国第 6 位（令和元（2019）年時点）の那覇空港などがあります。

沖縄県では各地でクルーズ船を受け入れるためのバースや国際空港施設の整備が進められており、今後も税関行政の需要増加が見込まれています。

令和 4（2022）年の貿易概況は輸出総額（確々報値）が 740 億円（主要品目：再輸出品、石油製品、金属鉱及びくず）、輸入総額（同）が 3,047 億円（主要品目：原油、石炭、天然ガス・製造ガス）です。



1 空港旅客検査(昭和56年) 2 陸上巡回(昭和49年) 3 通関検査 4 監視艇2艇 5 クルーズ船 6 旧本関庁舎 7 合同庁舎 8 コンテナバース

沖縄地区税関のあゆみ

— 沖縄における税関行政の始まり

明治 19（1886）年、西表島の内離（うちばなり）島から石炭の直輸出が認められたことに伴い、長崎税関内離出張所が設置されたのが沖縄における税関の始まりです。その 3 年後、石炭の直輸出が廃止となり、同出張所も閉鎖されることとなります。その後、明治 27（1894）年、那覇港に長崎税関那覇出張所が設置されますが、第二次世界大戦を機に、すべての税関業務は海運局に合併されます（沖縄における税関官制の廃止）。終戦後の昭和 25（1950）年、琉球政府による税関移民局の設置で税関機構が再開し、昭和 26（1951）年、琉球税関が発足しました。

— 沖縄地区税関の発足

昭和 47（1972）年、沖縄の本土復帰に伴い、大蔵省（当時）の地方支分部局として沖縄地区税関が設置され、那覇空港税関支署、コザ税関支署（のちの沖縄税関支署）、那覇外郵出張所、牧港出張所、西原出張所、平良出張所、石垣出張所、コザ税関支署名護出張所、同支署平安座出張所、及び与那国監視署の 2 支署、5 出張所、2 支署出張所、及び 1 監視署でスタートしました。

— 現行体制へ

昭和 50（1975）年、沖縄国際海洋博覧会の事務処理に対応するため、海洋博覧会出張所を設置（翌年、博覧会終了に伴い廃止）、昭和 63（1988）年、沖縄振興開発特別措置法に基づき自由貿易地域那覇地区が設置されたことに伴い自由貿易地域分室（のちの鏡水出張所）が設置、平成 30（2018）年、石垣税関支署石垣空港出張所が設置されるなど、時代と地域のニーズにあわせて機構が新設・改廃されてきました。

現在は、総務部、監視部、業務部及び調査部のほか、沖縄県内各地に税関支署 3 か所（那覇空港、石垣、沖縄）、出張所 5 か所（那覇外郵、鏡水、石垣空港、平良、平安座）及び監視署（与那国）が設置されています。

令和 4（2022）年 5 月 15 日 沖縄地区税関は 発足 50 周年を迎えました！

沖縄地区税関は、昭和 47（1972）年 5 月 15 日、沖縄県の本土復帰と同時に全国 9 番目の税関として設置され、令和 4（2022）年 5 月 15 日に発足 50 周年という大きな節目の日を迎えました。

税関 150 周年記念事業とともに、国民の皆様へ沖縄地区税関がこの 50 年で果たしてきた役割やその足跡をお伝えし、税関の更なるプレゼンス向上を目指しつつ、いつの時代もしっかりと税関の 3 つの使命（安全・安心な社会の実現、適正かつ公平な関税等の徴収、貿易円滑化の推進）を果たしていきます。

沖縄地区税関管轄



沖縄地区税関の管轄

沖縄地区税関は、沖縄県を管轄しており、管内には、外国との貿易のために開かれた 4 つの開港（金武中城港、那覇港、石垣港、平良港）と 2 つの税関空港（那覇空港、新石垣空港）のほか、沖縄県の東西約 1,000km、南北約 400km の広大な海域には、148 の離島と数多くの不開港があります。

（令和 4（2022）年 12 月現在）